

年 月 日

河 南 町 長 様

< 交付申請者 >

〒

所 在 地

社 名

代表者氏名

電話番号

所属部署

担 当 者

電話番号

社印

住民票の写し等交付申請書

1. 申請事項

住民票（または除票）の一部の写し

通（手数料 1 通 300 円）

< 交付対象者 >

住 所 大阪府南河内郡河南町

ふりがな
氏 名生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
生

2. 申請理由

3. 疎明資料の種類

4. 誓約内容

これにより知り得た内容等については、上記申請理由の使用目的以外には、一切使用いたしません。また、基本的人権の侵害を防止し、個人のプライバシーを保護するため、責任を持って処理することを誓約いたします。

※次頁の注意書きをよくお読みください。

【法人等団体が住民票等を請求するにあたってのご注意】

請求書には次の事項をもれなく記入してください。

- ① 請求年月日
- ② 請求者: 必ず印を押してください。押印していただく印は、社印、代表取締役印、支店印等です。従業員が申請する場合は、支店名または営業署名(事業所名)および所在地、所属部署、担当者氏名、電話番号も記入してください。
- ③ 申請理由
- ④ 必要な住民票等の住所および対象者の氏名、性別、生年月日
- ⑤ 必要な住民票等の種類と通数

申請理由の記入について

- ① 自己(申請者)の権利の行使および義務を履行する必要がある場合
 - ② 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
 - ③ 住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合
- 上記の理由に該当する場合は申請できますので、申請理由を記入し、その申請理由を確認できる資料を添付してください。

申請者の資格および添付書類について

- 1 代表者が申請を行う場合
 - (1) 代表者の資格を証する書面
法務局発行の「代表者事項証明書」または「現在(履歴)事項全部(一部)証明書」で発行後3ヶ月以内の原本または写し。(原本の場合、還付は可能です。写しは還付しません。)
 - (2) 代表者の本人確認書類の写し(運転免許証等)
- 2 支配人が申請を行う場合
 - (1) 支配人の資格を証する書面
法務局発行の「現在(履歴)事項全部(一部)証明書」(申請した支配人の記載があるもの)で発行後3ヶ月以内の原本または写し。(原本の場合、還付は可能です。写しは還付しません。)
 - (2) 支配人の本人確認書類の写し(運転免許証等)
- 3 従業員が申請を行う場合
 - (1) 代表者の資格を証する書面
法務局発行の「代表者事項証明書」または「現在(履歴)事項全部(一部)証明書」で発行後3ヶ月以内の原本または写し。(原本の場合、還付は可能です。写しは還付しません。)
 - (2) 代表者が作成した委任状
 - (3) 従業員の所属する法人の支店等(営業所または事業所)の所在地を確認することができる書類(名刺は不可)
 - (4) 従業員の本人確認書類の写し(運転免許証等)

手数料について

- 郵便局の定額小為替でおつりが出ないようにご用意ください。切手、印紙等の受け取りはできません。

注意事項について

- ① 住民票等は住所地のある役所に請求してください。
- ② 請求内容に誤りや記載漏れがあると交付できません。
- ③ 郵送の場合は、配達日数と役場での処理日数が必要になります(1週間程度)ので、日数に余裕をもって請求してください。
- ④ プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。また、住民基本台帳法により偽りその他不正の手段によって交付を受けた者は罰金に処せられます。

《送付先・問い合わせ先》

〒585-8585
大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6
河南町役場 住民部 住民生活課 住民窓口係
TEL:0721-93-2500 (内線123)